

重度心身障害者(児)医療費助成制度の現物給付化見直し案について

実施主体	市町村(県単独事業)	
負担割合	県 1/2、市町村 1/2 (千葉市のみ県補助額1億円)	
助成対象	身体障害者手帳1級・2級、千葉県療育手帳A・Aの所持者 (概ねIQ35以下)	
支払方法	現物給付 ← (現行)償還払い	
	※医療機関窓口で受給者証を提示し、下記自己負担額のみを支払う。	
自己負担	通院1回、入院1日につき300円 (住民税所得割非課税世帯はなし) ← (現行)	窓口で一旦負担し後日全額償還
	※子ども医療費助成制度と同額	
所得制限	障害者自立支援医療に準拠 【例】障害者(児)1人+2人の3人世帯・・・年収800万円程度が目安	
65歳以上の取扱い	65歳以上で上記手帳を新規に取得する 後期高齢者医療制度対象者は、本助成 制度ではなく、当該医療制度で対応(既に 本助成制度の助成を受けている者は継続 して対象) ← (現行)	後期高齢者医療制度への加入の有無を 問わず対象

(参考1) 関東各県の実施状況

	東京	神奈川	茨城	群馬	栃木	埼玉
支払方法	現物給付	現物給付	現物給付	現物給付	償還払い	償還払い
自己負担	1割 (非課税者はなし)	通院200円/1回 入院100円/1日	なし	なし	月500円 (非課税者はなし)	なし
65歳以上の取扱い	重度障害になる 年齢が65歳以上 の者を対象外	重度障害になる 年齢が65歳以上 の者を対象外	後期高齢者医療 制度の加入を 要件	なし	後期高齢者医療 制度の非加入者は 1割を限度	後期高齢者医療 制度の加入を要件 重度障害になる年齢 が65歳以上の者を 対象外 (27年1月1日)

(参考2) 全国の実施状況

支払方法	47都道府県中29都道府県が現物給付を実施	
自己負担	47都道府県中28都道府県が自己負担を徴収	
65歳以上の取扱い	現物給付を実施する29都道府県中15都道府県が一定の制限を実施	
	①重度障害になる年齢が65歳以上の者を対象外(埼玉県含む)	7県
	②後期高齢者医療制度加入を条件に助成	6県
	③後期高齢者医療制度加入者を別制度で助成	2県
	④後期高齢者医療制度非加入者は1割を限度に助成	2県